

入院時食事療養費・入院時生活療養費についてのお知らせ

今般の食材費・光熱費の高騰の影響により、厚生労働省から入院時食事療養費及び入院時生活療養費に関する改正がありました。これに伴い、2026年6月から患者様が負担する金額が下記のとおり変更となりますので、お知らせいたします。

【食事療養標準負担額】

(1食当り)

所得区分		令和8年5月まで	令和8年6月より
70歳未満の患者様	70歳以上の患者様		
区分ア	現役並Ⅲ	510円	550円
区分イ	現役並Ⅱ		
区分ウ	現役並Ⅰ		
区分エ	一般		
指定難病対象者		300円	330円
区分オ	低所得Ⅱ	240円	270円
区分オ(長期該当)	低所得Ⅱ(長期該当)	190円	220円
—	低所得Ⅰ	110円	130円

【生活療養費】

(1日当り)

	令和8年5月まで	令和8年6月より
65歳以上の方	370円	430円

*指定難病については対象外です。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

令和8年6月1日
医療法人三樹会 三樹病院